

国立大学法人宮崎大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成21年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当法人が定める役員に支給する期末手当(賞与)の額は、その職務実績を勘案して学長が必要と認める場合には、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で、これを増額し、又は減額できることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年12月1日から役員俸給月額表を改定し、約0.3%減額改定した。 ・期末手当の支給割合を、6月期は100分の162.5を100分の147.5に、12月期は100分の172.5を100分の162.5にそれぞれ減率改定した。 	
理事		法人の長に同じ
理事(非常勤)		・平成21年10月1日から、通勤手当を支給できることとした。
監事		法人の長に同じ
監事(非常勤)		理事(非常勤)に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成21年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 9,294	千円 6,852	千円 2,442	千円 ()		9月30日	
法人の長	千円 8,287	千円 5,952	千円 2,335	千円 ()	10月1日		
A理事	千円 6,860	千円 5,058	千円 1,802	千円 ()		9月30日	
B理事	千円 6,885	千円 5,058	千円 1,802	千円 24 (通勤手当)		9月30日	
C理事	千円 13,935	千円 10,104	千円 3,782	千円 49 (通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 7,064	千円 5,046	千円 1,979	千円 39 (通勤手当)	10月1日		

E理事	千円 7,064	千円 5,046	千円 1,979	千円 39 (通勤手当)	10月1日		
F理事	千円 13,198	千円 7,840	千円 3,323	千円 1254 (異動保障給) 24 (通勤手当) 756 (単身赴任手当)	4月1日		◇
G理事 (非常勤)	千円 504	千円 504	千円	()		9月30日	
H理事 (非常勤)	千円 628	千円 588	千円	千円 40 (通勤手当)	10月1日		
A監事	千円 12,102	千円 8,728	千円 3,267	千円 106 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,349	千円 1,320	千円	千円 29 (通勤手当)			

注1:「異動保障給」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者であることを示す。

注3:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成21年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長	8,794	5	6	H21.9.30	—	退職手当の額は、当該役員の職務実績に応じ増額又は減額することができるが、在職期間に係る業務の進行状況を参考とし、増額、減額とも行っていない。	
理事						該当者なし	
監事						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理を行う。
 新たな業務や重点的に行う業務等に対応するため、既存の組織の業務の見直し等による人員の適正配置を図り、人件費の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等における給与水準等を考慮し、給与水準を決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

国家公務員に適用される「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠し、職員の勤務成績等に応じて、昇給、昇格、降格及び勤勉給の成績率の決定を実施している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇給	毎年1月1日の昇給日に、昇給日前1年間の勤務成績等により決定されるA～Eの5段階の昇給区分に応じて昇給させることができる。
昇格	勤務成績の良好な職員が別に定める昇格基準を満たしたときは、1級上位の級に昇格させることができる。
降格	職員が、就業規則の規定に基づき降任したときは、下位の級に降格させることができる。
賞与：勤勉給（査定分）	6月期及び12月期の勤勉給は、基準日以前6箇月以内における勤務成績に応じて決定される成績率に基づき支給される。

ウ 平成21年度における給与制度の主な改正点

(1) 平成21年4月1日実施

- ・医学部附属病院において診療等を行う裁量労働制適用の職員に、診療従事手当（月額50,000円）を支給することとした。また、宿日直を行う時間帯に呼び出しに応じて診療等を行った場合に呼出手当（緊急手術の場合10,000円、それ以外5,000円）を支給することとした。
- ・医学部附属病院において、勤務時間外に自宅待機を命じられた職員に待機手当（医師等5,000円、それ以外2,000円）を支給することとした。

(2) 平成21年6月1日実施

- ・6月期賞与（期末給・勤勉給）の支給割合を0.2月分（一般の職員で期末給△0.15月、勤勉給△0.05月）引下げた。
- ・指定職員俸給表適用者に支給される期末特別給を廃止し、期末給及び勤勉給を支給することとした。

(3) 平成21年12月1日実施

- ・俸給月額を初任給を中心とした若年層を除き、平均△0.2%（一般職員俸給表7級相当以上は△0.3%）引き下げた。
- ・自宅にかかる住居手当（新築・購入後5年以内：月額2,500円）を廃止した。
- ・12月期賞与（期末給・勤勉給）の支給割合を0.15月分（一般の職員で期末給△0.1月、勤勉給△0.05月）引下げた。
- ・年俸制を適用する職員の給与規程の整備を行った。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成21年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	1,229	43.0	6,352	4,730	54	1,622
事務・技術	305	41.7	5,163	3,860	60	1,303
教育職種 (大学教員)	518	48.3	8,214	6,094	58	2,120
医療職種 (病院看護師)	278	34.9	4,547	3,406	44	1,141
技能・労務職種	19	53.0	5,204	3,858	52	1,346
教育職種 (附属義務教育学校教員)	50	40.3	6,247	4,695	37	1,552
医療職種 (病院医療技術職員)	55	41.0	5,171	3,845	45	1,326
その他医療職種 (医療技術職員)	4	36.0	4,404	3,313	41	1,091
再任用職員	6	62.2	2,842	2,407	56	435
事務・技術	5	62.1	2,738	2,323	57	415
非常勤職員	150	32.5	3,568	2,684	53	884
事務・技術	41	39.4	3,142	2,350	81	792
教育職種 (大学教員)	15	39.1	5,312	3,926	49	1,386
医療職種 (病院看護師)	61	27.0	3,580	2,719	37	861
技能・労務職種	15	34.4	3,138	2,352	70	786
医療職種 (病院医療技術職員)	18	28.4	3,398	2,567	37	831

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員、任期付職員の区分については該当者がいないため、表の掲載を省略した。

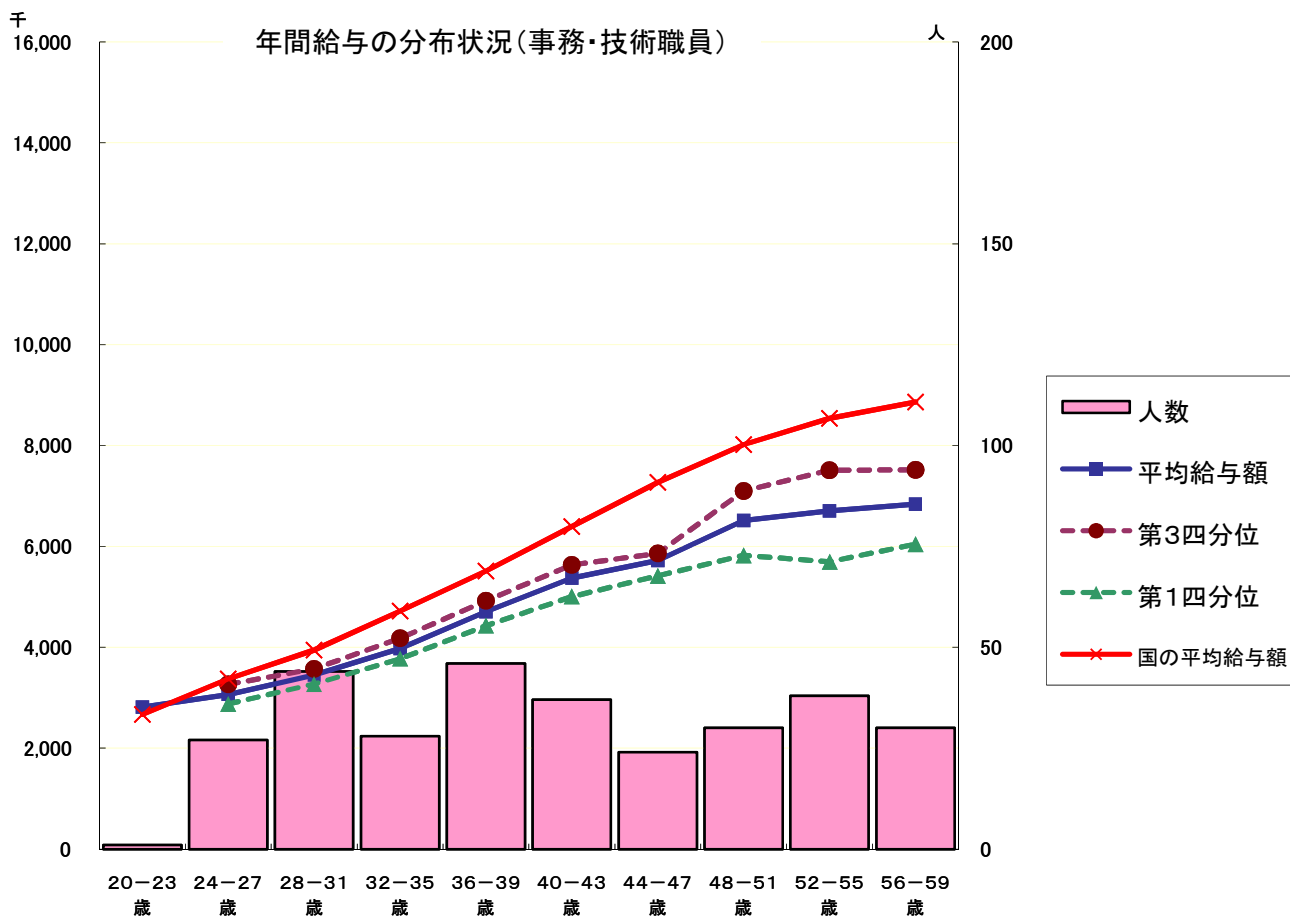
注3:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注5:再任用職員の表について、教育職種(大学教員)、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

注6:非常勤職員の表について、医療職種(病院医師)は該当者がいないため欄の記載を省略した。

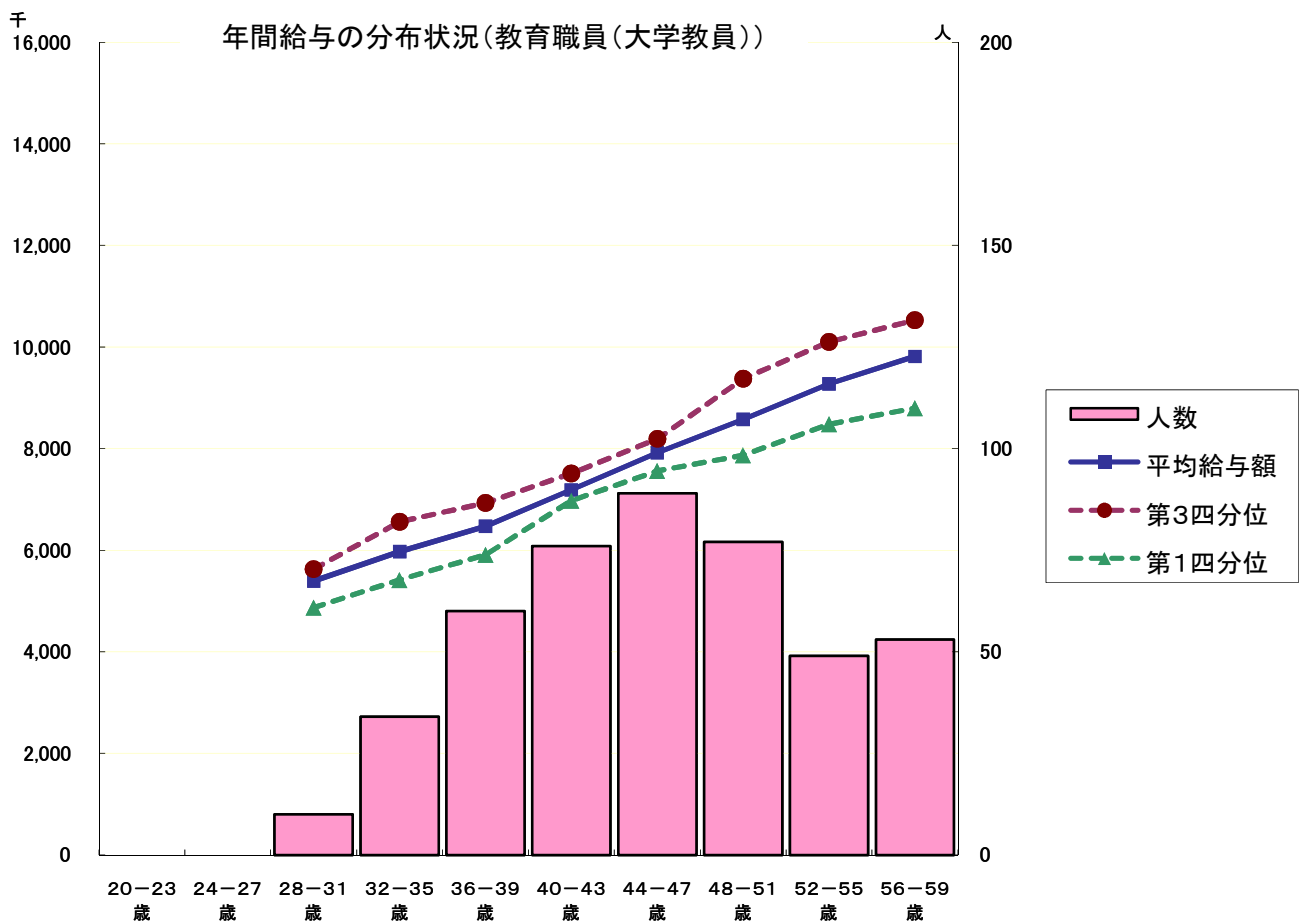
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

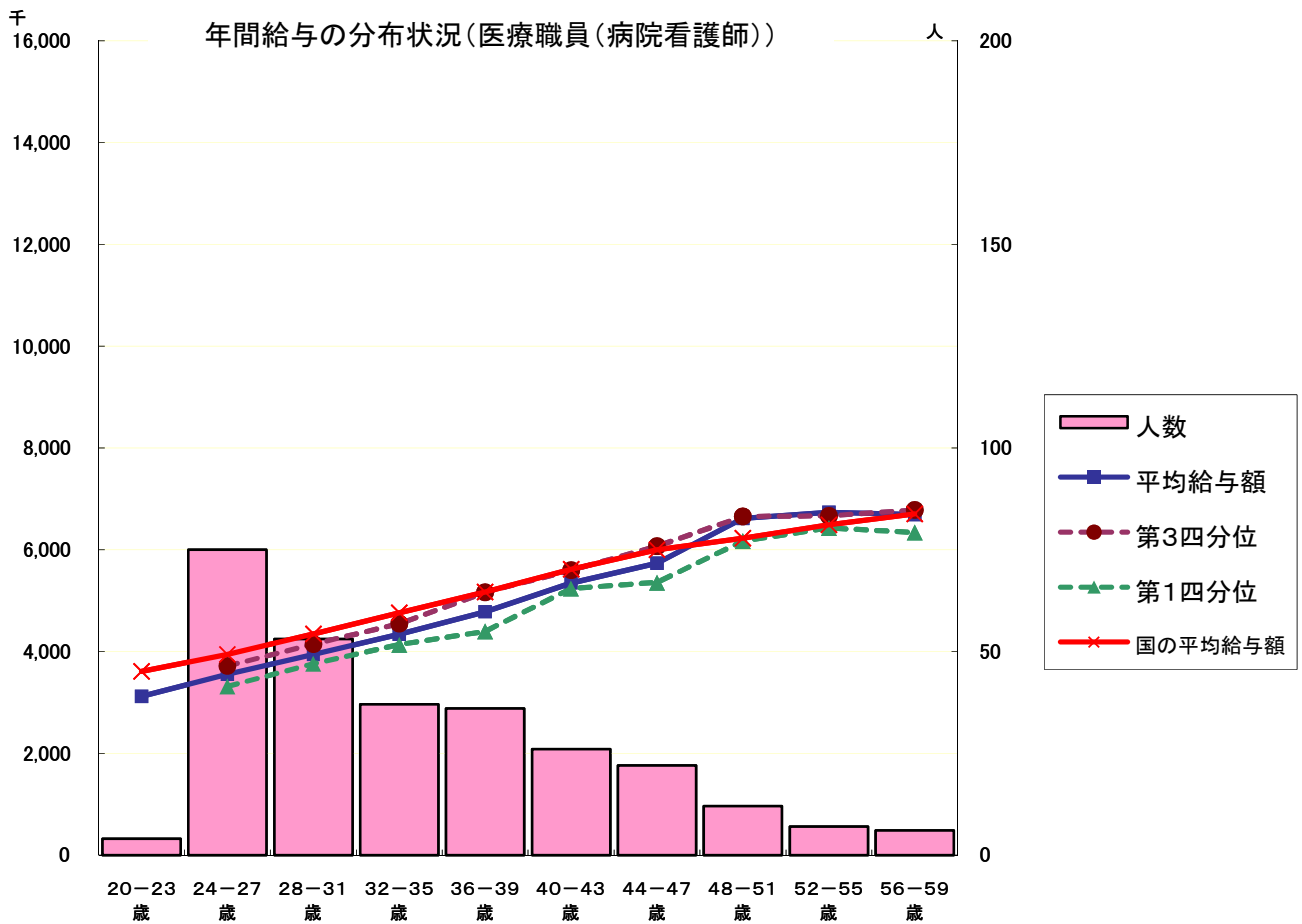
分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
				第1分位		第3分位
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	部長	5	52.9	8,949	9,445	10,032
	課長	16	53.9	7,340	7,726	7,916
	次長(課長補佐)	25	52.7	6,812	7,127	7,509
	係長	118	45.6	5,100	5,576	5,983
	主任	18	45.7	4,508	5,111	5,803
	係員	123	33.1	3,244	3,720	4,180



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
				第1分位		第3分位
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	教授	168	56.4	9,304	9,969	10,655
	准教授	156	47.6	7,456	7,970	8,540
	講師	47	45.3	6,646	7,405	8,238
	助教	142	40.4	6,042	6,558	7,120
	教務職員	4	49.0		5,395	

注:教務職員の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ		人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
				第1分位		第3分位
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位	看護師長	23	49.2	6,089	6,355	6,652
	副看護師長	55	41.4	5,027	5,380	5,708
	看護師	196	31.0	3,588	3,973	4,270

③ 職級別在職状況等(平成22年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任 係員	係長 専門職員	次長 係長	課長 次長
人員 (割合)	305 人	48 人 (15.7%)	78 人 (25.6%)	127 人 (41.6%)	23 人 (7.5%)	19 人 (6.2%)
年齢(最高 ～最低)		35～21 歳	55～28 歳	59～34 歳	59～46 歳	59～40 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,720 ～2,087 千円	3,882 ～2,407 千円	4,889 ～2,868 千円	5,739 ～4,214 千円	6,121 ～5,345 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,543 ～2,769 千円	5,213 ～3,239 千円	6,649 ～3,889 千円	7,541 ～5,739 千円	7,986 ～7,132 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		5 人 (1.6%)	5 人 (1.6%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		52～59 歳	48～56 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		7,451 ～5,783 千円	7,785 ～6,320 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		9,786 ～7,778 千円	10,391 ～8,566 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	518 人	4 人 (0.8%)	143 人 (27.6%)	47 人 (9.1%)	156 人 (30.1%)	168 人 (32.4%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		53～41 歳	63～30 歳	64～31 歳	63～34 歳	64～41 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,276 ～3,706 千円	6,089 ～3,114 千円	7,137 ～3,610 千円	7,324 ～4,169 千円	9,034 ～5,423 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		5,754 ～4,990 千円	7,727 ～4,125 千円	9,318 ～4,832 千円	9,693 ～5,719 千円	12,067 ～7,515 千円	～ 千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	278 人	該当者なし (0.0%)	196 人 (70.5%)	55 人 (19.8%)	23 人 (8.3%)	3 人 (1.1%)	1 人 (0.4%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)		～ 歳	57～23 歳	57～31 歳	58～41 歳	58～51 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	4,405 ～2,317 千円	4,849 ～3,189 千円	5,055 ～4,050 千円	5,773 ～5,634 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	5,981 ～3,099 千円	6,468 ～4,377 千円	7,002 ～5,589 千円	7,828 ～7,649 千円	～ 千円	～ 千円

④ 賞与(平成21年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 67.1	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.3	% 32.9	% 34.5
	最高～最低	% 42.7～33.1	% 45.8～29.3	% 44.3～31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.3	% 68.6	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.7	% 31.4	% 33.4
	最高～最低	% 41.0～31.9	% 36.7～27.8	% 37.4～29.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 66.4	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.7	% 33.6	% 35.1
	最高～最低	% 42.7～33.4	% 45.4～29.5	% 43.6～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 68.7	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.4	% 31.3	% 33.2
	最高～最低	% 48.3～32.4	% 38.5～28.6	% 39.9～30.4

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.8	% 64.9	% 62.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.2	% 35.1	% 37.5
	最高～最低	% 41.0～38.1	% 36.7～30.9	% 38.8～34.4
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 68.1	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 31.9	% 33.9
	最高～最低	% 41.0～31.5	% 36.7～27.8	% 38.8～30.1

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.1

対他の国立大学法人等

94.0

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

93.6

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

93.4

対他の国立大学法人等

97.2

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 82.1	
	参考	地域勘案 88.8
		学歴勘案 82.4
		地域・学歴勘案 88.7
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.0% (国からの財政支出額 10,782百万円、支出予算の総額 30,778百万円：平成21年度予算) 【検証結果】 給与制度は国家公務員の給与水準等を考慮して決定していることや、指数の状況も妥当な範囲に収まっていること等から、適切な給与水準となっているものと考えられる。	
講ずる措置	国家公務員の給与水準等を考慮しつつ、中期目標等に掲げる人事の適正化に関する目標等を踏まえ、今後も引き続き人件費削減に取り組む。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 93.4	
	参考	地域勘案 95.5
		学歴勘案 93.0
		地域・学歴勘案 94.5
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.0% (国からの財政支出額 10,782百万円、支出予算の総額 30,778百万円：平成21年度予算) 【検証結果】 給与制度は国家公務員の給与水準等を考慮して決定していることや、指数の状況も妥当な範囲に収まっていること等から、適切な給与水準となっているものと考えられる。	
講ずる措置	国家公務員の給与水準等を考慮しつつ、中期目標等に掲げる人事の適正化に関する目標等を踏まえ、今後も引き続き人件費削減に取り組む。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.0

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成21年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成21年度)	前年度 (平成20年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	9,593,460	9,745,326	△ 151,866	(△1.6)	△ 1,011,805	(△9.5)
退職手当支給額 (B)	1,032,587	824,552	208,035	(25.2)	492,103	(91.0)
非常勤役職員等給与 (C)	3,131,173	2,628,280	502,893	(19.1)	2,059,328	(192.1)
福利厚生費 (D)	1,471,376	1,464,541	6,835	(0.5)	29,916	(2.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,228,596	14,662,699	565,897	(3.9)	1,569,542	(11.5)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

「給与、報酬等支給総額」

平成21年度から医学部附属病院において新設した診療従事手当等が人件費の増額要因となったが、俸給月額・賞与の支給割合の引下げ、職員数削減による人件費抑制等により、対前年度比△1.6%の減額となった。

「最広義人件費」

給与、報酬等支給総額は前年度比1.6%減となったが、退職手当額は退職者増により、前年度比25.2%増となり、非常勤役職員等給与は附属病院における医療職員の増員や外部資金等による雇用増等により前年度比19.1%増で、全体としては対前年度比3.9%の人件費増となった。

②人件費削減の取組の状況について

i) 中期目標において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」

(平成18年法律第47号)及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減に取り組んでいる。

ii) 上記のことを踏まえ、中期計画において平成21年度までに平成17年度比4%の人件費削減を行うこととしている。

iii) 本学における総人件費改革の取組状況は下表のとおりであり、平成21年度において△7.7%の人件費削減率(補正值)となっている。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	10,586,173	10,103,682	9,988,317	9,745,326	9,593,460
人件費削減率 (%)		△ 4.6	△ 5.6	△ 7.9	△ 9.4
人件費削減率(補正值) (%)		△ 4.6	△ 6.3	△ 8.6	△ 7.7

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、▲2.4%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし